

県消費生活センターの消費者教育・啓発の強化

くらし安全・消費生活課

1 現状と課題

- ・人生100年時代の到来により高止まりする高齢者の消費者被害に対応するため、地域における消費者教育・啓発活動の強化と、それを支える人材の育成が必要
- ・成年年齢の引下げ（R4.4）に対応するため、若年者に対する発達段階に応じた体系的な消費者教育の実施が必要
- ・デジタル化の浸透等によるSNS等を悪用した詐欺被害等の急増に対し、消費者が自ら考え、合理的な判断ができるような消費者教育・啓発活動の実施が必要

2 機能強化の内容

「消費者教育アドバイザー（仮称）」を新たに設置し、消費者教育の実施や関係団体間の連携調整、消費者教育の担い手育成、適時かつ効果的な消費者教育・啓発活動を行う。

新たに設置する予定の「消費者教育アドバイザー」が次の業務を実施

- ① 消費者教育・啓発活動の実施主体（市町村・学校・公民館等）と消費者教育・啓発の担い手（専門的知識を有する者、消費生活サポーター等）との連携をコーディネートすることで、世代に応じた体系的な消費者教育・啓発の実施を促進
- ② 講義資料の作成等により出前講座の実施を支援し、かつ自らも講師として活動
- ③ センター集約により一元化された消費者被害情報を基に、適時・効果的な資料作成や迅速な被害防止活動を実施し、被害の未然防止を図る
- ④ 啓発資料や啓発活動の参画機会の提供等により、消費生活サポーターを消費者教育・啓発活動の担い手として育成

